

防整整第8283号
令和7年3月31日

大臣官房会計課長
地方協力局環境政策課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局企画部管理施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
海上幕僚監部総務部経理課長
航空幕僚監部総務部会計課長
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局総務部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

殿

整備計画局施設整備官
(公 印 省 略)

測量・土質調査等業務委託積算価格算定要領等に関する細部事項
について（通知）

標記について、測量・土質調査等業務委託積算価格算定要領等について（防整技
第7172号。28. 3. 31）第3の規定に基づき、別紙のとおり定め令和7年
4月1日から適用することとしたので通知する。

関連文書：防整技第7172号（28. 3. 31）

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局建設制度官、整備計画局提供施設
計画官、地方協力局総務課長、地方協力局在日米軍協力課長、陸上幕僚
監部防衛部施設課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部防衛
部施設課長

測量・土質調査等業務委託積算価格算定要領等に関する細部事項

宿泊、滞在を伴う業務の場合は以下のとおり、旅費交通費の率を用いない積算とする。

- (1) 宿泊、滞在となる場合は、交通費、宿泊費及び宿泊手当を計上する。そのうち、交通費及び宿泊費については、当初発注時の積算では、業務場所や業務量から推測される費用をあらかじめ見込み、実施後に受注者から提出される領収書などにより実費精算を行うこととする。

- (2) 当初発注時の積算方法

【交通費】

交通費について、公共交通機関による移動費^{※1}と現地での車両運転費^{※2}を業務日数分見込むものとする。ただし、測量業務においては、滞在地から現地までのライトバン運転に係る機械経費及び材料費は、測量業務標準歩掛の機械経費率に含まれているため、別途計上しない。

※1：交通費算定の起点は、発注機関（防衛省本省及び各地方防衛局等）の所在地とする。

※2：現地での車両運転費

業務用車両（ライトバン 1,500cc）運転費

1 日 当 り

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
主 燃 料	ガソリン	ℓ		ℓ / h × 2 h
損 料	ライトバン 1,500 cc	h	2	運転時間当り
損 料	ライトバン 1,500 cc	日	1	供用日当り

【宿泊費】

宿泊費について、表－1 の宿泊する都道府県の基準額を見込むものとする。

表－１：各都道府県における宿泊費基準額

単位：円

都道府県	税込み	税抜き	都道府県	税込み	税抜き
北海道	13,000	11,819	滋賀県	11,000	10,000
青森県	11,000	10,000	京都府	19,000	17,273
岩手県	9,000	8,182	大阪府	13,000	11,819
宮城県	10,000	9,091	兵庫県	12,000	10,910
秋田県	11,000	10,000	奈良県	11,000	10,000
山形県	10,000	9,091	和歌山県	11,000	10,000
福島県	8,000	7,273	鳥取県	8,000	7,273
茨城県	11,000	10,000	島根県	9,000	8,182
栃木県	10,000	9,091	岡山県	10,000	9,091
群馬県	10,000	9,091	広島県	13,000	11,819
埼玉県	19,000	17,273	山口県	8,000	7,273
千葉県	17,000	15,455	徳島県	10,000	9,091
東京都	19,000	17,273	香川県	15,000	13,637
神奈川県	16,000	14,546	愛媛県	10,000	9,091
新潟県	16,000	14,546	高知県	11,000	10,000
富山県	11,000	10,000	福岡県	18,000	16,364
石川県	9,000	8,182	佐賀県	11,000	10,000
福井県	10,000	9,091	長崎県	11,000	10,000
山梨県	12,000	10,910	熊本県	14,000	12,728
長野県	11,000	10,000	大分県	11,000	10,000
岐阜県	13,000	11,819	宮崎県	12,000	10,910
静岡県	9,000	8,182	鹿児島県	12,000	10,910
愛知県	11,000	10,000	沖縄県	11,000	10,000
三重県	9,000	8,182			

【宿泊手当】

宿泊手当について、夕朝食代の掛かり増しを含む諸雑費に充てるための費用として計上するものであり。宿泊１夜当たり、２，１８２円／人（税抜き）を計上する。

（３）実費精算時の留意点**【交通費】**

公共交通機関による移動の場合、高速バス料金及び鉄道の特急料金又は急行料金は計上することができるが、航空機の特別座席料金、船舶の特別室などの

割増分は、原則、計上しないこととする。なお、可能な範囲において、安価となり得る早割り、往復割引などの適用を考慮すること。

レンタカーによる移動の場合、現地までの公共交通機関利用が不便で移動時間を要することや現地から最寄りの公共機関の駅等まで遠いなど、利用の必要性により、そのレンタカー代及びガソリン代（返却時満タン返しの給油領収書による）を計上する。なお、車両のグレードは、業務用ライトバン 1,500cc 相当を標準とする。

社用車又は私用車による移動の場合は、有料道路料金は領収書、ガソリン代^{※3}などによりその費用を計上する。

その他、通常の移動手段がない離島などにおいては、その実態に応じた移動費を見積等により計上する。

※3：現地までの移動1往復当りのガソリン代は、次のとおり算出する。

会社から現地基地等までの移動距離 k m (往復) × 16.3 円 (税抜き)

【宿泊費】

宿泊費は、表－1 に示す基準額以内を原則とする。ただし、現場付近において、複数（3軒程度）のホテルの空き部屋及び宿泊代を確認したが、宿泊可能なホテルが、その基準額を超える場合は、領収書以外に、検索結果など宿泊の必要性を証明できる資料を確認した上で、実費精算を行うこととする。

宿泊の領収書等には、食事の有無を記載したものとし、宿泊代に食事代が含まれる場合は、「宿泊手当」に含まれる食事代に相当する費用を差し引くこととする。また、長期滞在のため、賃貸アパートなどに宿泊する場合は、家賃、敷金礼金などが記入された不動産会社との契約書類などの確認により実費精算を行うこととする。なお、宿泊者が生活に必要とする費用（光熱水量、食費など）は含まない。また、その合計額から業務のために必要となる宿泊日数で除した宿泊1回あたりの単価は、防衛省所管旅費取扱規則宿泊費基準額の範囲内とする。

【宿泊手当】

宿泊1夜当たり、2,182円/人(税抜き)を計上する。ただし、宿泊費の実費精算において、宿泊費に食事代が含まれる場合は、宿泊手当から食事代に相当する費用を差し引くこととする。

例：宿泊代に朝食のみが含まれている場合

2,182円/人の3分の2で、1,455円/人(税抜き)とする。